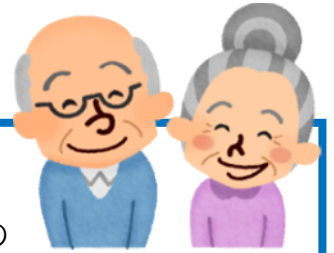


相続のお悩みありませんか？

相続対策 ご自身の相続に備える生前の手続です



遺言

お子様のいないご夫婦、再婚の方、内縁関係の方、未婚の方、相続人同士の仲が悪い方、社会貢献のために遺産を遺したい方 等に遺言をする実益があります。

生前贈与

生前に土地や建物の名義を変更する等の手続です。贈与税等の負担があるため慎重な判断が必要です。

家族信託

財産を家族に託すことで、遺言や成年後見では実現できない柔軟な相続対策が可能です。

成年後見

認知症等で判断能力が衰えた方を支援するための制度です。
任意後見（判断能力があるうちに、あらかじめ後見人を決めておく）と**法定後見**（判断能力が衰えた後、後見人を裁判所が選任する）があります。

相談無料

 お気軽にお問い合わせ
 合わせください


札幌アメジスト司法書士事務所



0120-747-055

司法書士・介護福祉士 西野武午（にしのだけま）

特別養護老人ホームや介護付き有料老人ホームの介護職員として働きながら司法書士試験に合格。介護現場を知る全国的にも稀有な法律家です。高齢の方と毎日接していた経験を活かし、超高齢社会の法律問題（相続登記、相続手続、相続放棄、成年後見、生前贈与、家族信託、遺贈寄付、遺言作成、遺言執行、相続不動産の売却等）を解決するため、日々奮闘しています。



無料相談随時実施中！！出張相談も無料にて対応いたします

相続手続 亡くなられた方のご家族の手続です



相続登記（土地・建物・マンションの名義変更）

相続登記に関するあらゆる手続（法務局への登記申請、戸籍の収集、遺産分割協議書の作成等）を代行します。相続登記は令和6年4月1日より義務化されることが決まっているため、早めの手続をおすすめします。

相続手続全般の代行

【銀行口座の凍結解除・解約・払戻し、株式や投資信託の解約・現金化、戸籍の収集、相続人の調査、遺言の有無の調査、遺産分割協議書の作成、遺産の分配等】

上記のような相続に関連する煩わしい手続を代行します。

相続不動産の売却

当事務所を通じて不動産会社に査定依頼をすることで、相続した不動産の売却をサポートします（無料）。

遺言の執行

生前に作成された遺言をもとに、遺言者様の意思を実現します。

相続放棄

借金がある等の理由で、亡くなられた方の権利や義務を一切受け継がないという家庭裁判所に対する手続です。原則3か月以内に行わなければならない手続ですが、3か月経過後でも可能な場合があります。

家庭裁判所提出書類の作成

【遺言の検認、相続財産・不在者財産管理人の選任、失踪宣告、遺産分割調停の申立等】

家庭裁判所に提出する相続に関連する申立書類の作成も承ります。

相談無料

お気軽にお問い合わせ
合わせください



札幌アメジスト司法書士事務所



0120-747-055

〒060-0004

札幌市中央区北4条西4丁目1-7 MMS 札幌駅前ビル2階

(札幌駅前通沿い、地下鉄さっぽろ駅8番口すぐそば、JR札幌駅南口徒歩2分)

札幌アメジスト司法書士事務所

検索

